

平成20年第4回邑南町議会定例会議事日程(第10日)

平成20年6月20日(金) 午前9時30分開議

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

日程第3 議案の討論、採決

議案第38号 専決処分の承認を求めることについて(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

議案第39号 専決処分の承認を求めることについて(邑南町消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

議案第40号 専決処分の承認を求めることについて(平成19年度邑南町一般会計補正予算第7号)

議案第41号 専決処分の承認を求めることについて(平成19年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号)

議案第42号 専決処分の承認を求めることについて(平成19年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第3号)

議案第43号 専決処分の承認を求めることについて(平成19年度邑南町老人保健事業特別会計補正予算第4号)

議案第44号 専決処分の承認を求めることについて(平成19年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第4号)

議案第45号 専決処分の承認を求めることについて(平成19年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第4号)

議案第46号 専決処分の承認を求めることについて(平成19年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第4号)

議案第47号 専決処分の承認を求めることについて(邑南町手数料徴収条例の一部改正)

議案第48号 専決処分の承認を求めることについて(邑南町税条例の一部改正)

議案第49号 専決処分の承認を求めることについて(邑南町国民健康保険税条例の一部改正)

議案第50号 邑南町国民健康保険税条例の一部改正について

議案第51号 邑南町福祉医療費助成条例の一部改正について

議案第52号 邑南町特定地域整備事業負担金等徴収条例の一部改正について

議案第53号 邑南町若者定住促進住宅管理条例の一部改正について

議案第54号 邑南町監査委員条例の一部改正について

議案第55号 平成20年度邑南町一般会計補正予算第1号について

議案第56号 平成20年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について

議案第57号 平成20年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第1号について

議案第58号 平成20年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第1号について

議案第59号 平成20年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第1号について

のう、インターネットで見てらっしゃる方々には非常に分かりづらいと。ほんとに話し言葉でお互いに討論を尽くすという原則に立って、やっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。最初に後期高齢者の医療制度の問題について、今全国では、この問題に対してほんとに激しい怒りが沸き起こっています。4月、6月と年金から天引きされ、ほんとにどうなのかということで、75歳以上になったお年寄りからの、私どもにも怒りの声が寄せられています。今国会では、野党4党が出した中止法案が今日継続の手続きをと、取られるようでございますけれども、ほんとに延長された国会での徹底した審議が衆議院でされなかったのは、誠に残念です。今後、新たな国会で徹底した審議を求めたいと思ひますが、あのう、この問題について、制度の問題とか、それから負担の問題とか、こうした問題については様々議論されてまいりました。で、私はこの問題について特に医療制度、医療内容の中身として、とんでもない差別医療だということについて指摘し、町長の見解を求めていきたいと思ひています。人はいろんな形で加齢に伴って様々な病気をもっていきます。しかし、今回の高齢者医療制度では、これについて、一つだけ主病、主な病気を決めて、そして月1回6千円という包括制度への、医療、高齢者、診療料という形に変えていくということで、他の病院にはなかなか行きにくいと、行くなというスタイルになっていくという制度ですし、まあ、今回見直されるでしょうけれども、終末期相談支援料などというのがね、あります。もう回復の見込みのないときに、あのう、早く在宅で家に帰りなさい、そして、というような形の計画書を作れば、これも2千円ですか、あのう、ほんとに最後の看取り料みたいな部分が、75歳という年齢を限って入って来ると。死ぬのは別に75歳以降が死ぬわけではありません。若い人も死ぬし、100歳の方が死ぬ場合もあります。何故75歳で差別をしなきゃいけないのかという問題もあります。更に薬剤の提供料とか食事管理指導、それから、あのう、退院後の最初の受診の時の継続指導料とか全部、後期高齢者なんか、後期高齢者なんかという形でやっています。で、この問題では、あのう、塩川清十郎さんですかね、この通知が保健所から来た時に、私の人生はこれで終わったと思ったと、こういうふうにもおっしゃったという話を聞きます。堀内元総務会長とか、中曽根さんでもそう言っているという事態ですから、よもやこういう制度がいいということは町長おっしゃらないと思ひますので、町長の見解を一つお伺ひしたいというふうに思ひます。あわせてですね、この問題について、あのう、先般の質疑の時にも言いましたが、教育民生常任委員会としてはこの制度について、どういう制度になるのか負担はどうか、国保の関係、国保の制度と、制度との関係でどうなるのかっていう議論はだいぶしました。そして、同じ、と、あのう、法律の中にある特定検診の問題については、まあ、メタボリックの問題ですが、これについてもどういかに進めていくかっていう議論はだいぶしたんですね。しかし、ほんとに、この後期高齢者医療制度の医療の中身、医療体制がどう変わるのかっていう問題については、いわばほとんど議論もなかったし、いわばそれは町の中にそういうことを、そ、包括的に把握する、問題定義していく部署が、あのう、不明確のままだったんじゃないかなというふうに思ひます。で、とりあえず、そのう、まあ、保健課の方ですね、医療の中身についてどんなふうにか変わっていくのか情報があれば、行政の方として把握していることについて、答弁をいただければなあというふうに思ひています。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長。

●議長(三上徹) はい、石橋町、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 最初の、まあ、お尋ねでございます。で、まあ、医療の問題についての、まあ、いろんな問題の提起があったわけでありましてけれども、まあ、この、このことについても、い

ろいろ問題があるということは既に、まあ、各地から出ておるわけでありまして、まあ、新聞でもそれぞれ、それぞれ、まあ、出ているわけでありまして、で、それはそれで、当然、まあ、是正をすべき問題であると私も思っておりますけれども、やっぱり私の立場として、行政の長として申し上げますならば、やっぱこれは国会で、ちゃんと通って、まあ、実施をするという段階に、まあ、入ったわけでありまして、やはりこれをしっかり我々は説明しながら、まあ、住民の皆さま方にご理解をいただくということと同時にやはり、是正すべきことはしっかり是正すべきであるということをお願いするという事になるかと思っております。県の、島根県の、が保険者でありますけれど、ここからも厚生労働省に要望も出してありますし、広域連合がですね、要望を出してありますし、まあ、そういうことのやっぱやり取りの中で、よりよい制度にしていくということが私の今のとるべき道じゃないかなと、まあ、いうふうに思います。

●大矢保健課長(大矢輝美) 番外。

●議長(三上徹) はい、保健課長。

●大矢保健課長(大矢輝美) あのう、お尋ねの医療制度あたりの医療の問題についてでございますが、私ども医療現場に、あのう、居ないもので、あのう、詳細については把握しかねておりますが、あのう、知り得たところで申し上げたいと思います。ええと、先ほど申されました、あのう、外来医療の定額制の問題でございますが、ええと、これは、あのう、高齢者の慢性期医療、疾患に月限定でございますけれども、手あげ方式で、この方式を取るといった医療機関につきましてこの方式をとっていくというものでございます。これは、まあ、一つの疾患で、そのう、開業医が中心にやっていくわけですが、あのう、介護計画というか、診療計画に基づいてやられたものだけが認められるというふうなものでございます。で、これにつきまして、あのう、現在、あのう、地域邑南町の中で、あのう、診療されております医療の現状をみますと、まさに、あのう、厚労省が言っております、あのう、高齢者の生活、精神的、心の問題等トータルに、あのう、ケアをしていく為にこの制度を創設したと、あのう、申しておりますが、この地域では現実にはもう既に、あのう、地域医療の先生方はそういう診療をやっていると思っております。それはもちろん定額制ではなく出来高払いの方式で、あのう、高齢者の方も満足して医療ができていたと思っておりますが、これが制度によりまして、あのう、6千円の定額というふうなことになりますと、地域医療の中で、あのう、僻地の医療でございますから、一つの疾病に限って診療し、もう一つ違う疾病で検査をする場合には、また、あのう、遠くの医療機関にかからなくてはならないという現状が出てまいります。それは高齢者にとっては大変に負担なことと思っております。診療に携わられます先生も、あのう、そこで、あのう、非常に包括的な医療をされているわけですから、そこで一緒に見ていきたいという思いを随分もっておられまして、制度的に非常に、あのう、現場的には難しいと伺っております。しかし、あのう、まだ、4月から始まりまして、請求が上がってきておりませんで、どのような現状かはちょっと把握しかねておりますが、あのう、特に、都会では、何分かで医療にかかる状況でございますが、へき地においては非常に、あのう、この医療は、あのう、打ち切り出来高定額制というのは、あのう、非常に、あのう、高齢者にとっては不安な医療制度ではないかと、もう現場は、を見る中では思っております。それと、あのう、医療の問題でもう一つ大きな医療改正では、あのう、やはり先ほど、あのう、お話に出ておりましたが、入院から在宅へ早期に在宅へ帰すというのが大きな医療改正でございます。その中で、あのう、在宅医療とか、訪問看護の充実とかいうあたりを点数を診療報酬の中で引き上げているところは、あのう、評価できるわけでございますが、この地域におきまして、そのような制度の中で早期に地域へ帰られました時に、

24時間の訪問看護体制ができるのか、また、患者に応じたサービスが提供できる量をもっているのか、ということにつきましては、この地域におきましては大変問題でないかと、まあ、私は思っております。あと詳細につきましてはいろいろ、あのう、医療改正はございますが、なかなか、あのう、詳細について把握しかねているところですけども、まあ、一番大きなのはやはり外来診療に対する不安が患者さん自信も、そして医療を提供される医療機関その、方も両方が不安を抱えている現状であろうかと思えます。以上でございます。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) 長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) これまで日本のその医療制度というのは基本的にその出来高払いで、やってきたということですから、ほんとに患者さんのためにいろいろ工夫をして、新しい技術をいろいろ使って治療を一生懸命やる先生に対しては出来高払いで高くなって来る。逆に今度定額制になってしまうと、何にもしない先生が1番儲けがいいわけですね。6千円越えてやっちゃえば赤字になっちゃうわけですから、ていうことになってきてこれ大変なことだということで、ほんとに医療現場も患者さんもそういうことでは、あのう、大変だと思いますし、これまで原則にしてきたフリーアクセスの問題も、まあ、あのう、崩れていくということがあると思います。まあ、あのう、ほんとにとにかく家に帰ってということで今、あのう、在宅で終末を迎える方ってのは2割ぐらいだといわれていますけど、それを4割まで高めるんだと、そうすると5千億円お金が減らせるという、それが目的だみたいな話なんですね。正に医療費適正化ということで、あのう、許せないあれだと思いますが、そこで、今、あのう、町長は、まあ、国の制度だから理解して欲しい、あのう、理解してもらおうようにやってくという話がありました。まあ、その見解は当然分かれるでしょう。あのう、後期高齢者医療制度についての見解は町長と私は分かります。しかし、あのう、先ほど質問した、町としてどうするのですかっていう問題のときに、具体的に例えばですね、在宅療養支援病院というのがありますね。先ほどいったように定額制になると、あのう、かかりつけ医、開業医を指定するわけですね。で、その開業医が自分から4キロ以内にはない人は、おっきな病院にいけるわけです。それが在宅療養支援病院になるわけですね。ですから、例えば邑南町でも、近くに診療所が4キロ以内にはない人は、例えば邑智病院と契約するとか、してかかりつけ医の指定を受けなきゃいかんわけです。具体的にこう町内を見渡せばそういうところありますね。日和なんかも当然そうなりますよね。で、そういうことになっていったときに、例えばその在宅療養支援病院のためのか、加算というかあれをしていこうと思えば、緊急入院の時のベッドを常時空けとかなきゃいけないとか、往診をするお医者さんを当直には入らないお医者さんを一人置いとかなきゃいかんとか、それから、24時間体制で、あのう、できる体制、連絡先をしたらすぐ行きますよっていうのを、含めたあれをしとかなきゃいかんとかですね、いうのがあります。先ほどの終末期の相談支援料の関係でいえば、この在宅療養支援病院は、あのう、定期的に在宅で亡くなった方を何人つくりましたかという報告まで、地方の社会保険事務所に、あのう、事務局に、報告せにゃいかんというような制度ではあるんですが、ただこのことが、この邑南町にとってみれば具体的に邑智病院の経営、運営にとってどうなのか、いうことは具体的に出てきますし、ほんとにこの制度で理解を住民にしてもらったところで、自分のところから4キロ以内に、診療所がない人はどうするのかという問題は具体的に出て来るわけですね。そういうことについて、誰がどう対応してる、部局はどこなんですか。そういうことをはっきりしないと、いくら制度の説明を住民にしても駄目なんですよ。この制度になっても邑南町はた、確かに全国的には大変だと、負担も多いと、だけど邑南町はちゃんとこの後期高

齢者の医療制度ができて、皆さんが安心できる体制をつくりますよと、いうことがないんですね、駄目だと思うんですよ。それ誰が担当してどうするのかっていうところを最初聞いたんですが、と、あのう、回答が無かったんで、そ、そこのところをもう一度お伺いします。

●**山本副町長(山本忠徳)** 番外。

●**議長(三上徹)** 副町長。副町長いうたよ。

●**山本副町長(山本忠徳)** まあ、あのう、制度の内容について、そのう、ことについてどの部署が担当しておるかということでございましたけれども、まあ、あのう、それ以前に、まあ、この法律が、あのう、18年の6月だったですね、できましてから、まあ、2年余り経って、施行になったということでございますけれども、前にもこれ全協の場だったと思いますけど、私述べさせていただいたんですが、まあ、あのう、介護保険が始まりますときには、まあ、これ平成12年から始まったと思いますけれども、もう4年ぐらい前から保険者が町であるということで、非常に厚労省あたりから情報がおりにきてお、おりました。まあ、そん中で厚労省、県、町という形の中でどういった形でやっていけばいいかということで、まあ、非常にこう情報量も豊富に入ってきましたので対応も町村の方でできておったというのが実態でございます。まあ、しかしながら、今回は初めから広域連合でやるということで島根県一本ということで、そのう、保険者がそういう形で出ておりましたので、町村に下りて来る情報というのが非常に、こう乏しくなっておったのも事実でございます。まあ、そういった関係で2年前に法律が制定されたのに関わりもせず、町民に流れて来る、流す情報というのが非常に乏しかった。また、昨年10月だったと思いますけれども、要するに軽減の対象なんかも去年の12月には、10月には決まったというようなことで、この制度に対する周知徹底ということについても、非常に不足しておったというような状態がいろいろ、ございました。まあ、そういった中で、先ほど長谷川議員さんのご指摘の点が次々問題化、表面化してまいりまして、与党の方としても今大幅な改正を加えているところでございます。まあ、これは、あのう、6月の11日だったと思いますけれども、修正案が出されておりますけれども、まあ、まだこれが、成立しておりませんので、それが即、実行というわけには行かないわけでございますけれども、そういった中で制度の改革はなされてきておるということでございます。まあ、そういったことに、それ、そういったことを我々は、正しく受け止めて、それを住民の皆さま方に今後周知していくことが、大事であった、あるというふうに思っております。ちょっと前置きが長くなりましたけれども、まあ、あのう、担当でございますけれども、まあ、これは今町民課の方が後期高齢者医療、これは要するに国保と関連しておるわけでございますので、まあ、国に、国に言わせれば、要するに今までの老人医療に変わる制度ということでございますので、町民課の方で対応しております、おりますし、医療の問題でございますと保健課、そして、また福祉との関連といたしますと福祉課との関連も出て来ると思っています。まあ、あのう、いろいろ関連する課はございますけれども、主体的にこの業務を取り扱うのは、現在のところ町民課の方で対応しておるとというのが実態でございます。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** 議長。

●**議長(三上徹)** 長谷川議員。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** あのう、副町長から、まあ、制度が始まる前にもそういう話をずうっと聞きました、前置きの部分。で、もう既に始まって、今6月ですよ。で、そのう、国が悪かった、国が悪かったと言っている、もう住民は済まないんですよ、具体的にもうその制度始まっちゃって、お金はもう取られているわけですから。で、例えばそういう中で、町民課が主体的に対応と

いうけれども、じゃあ、町民課が具体的にどういう形の行動が出来たのか、先ほど1点、例えばほんとに町内の病院の、あのう、医療のサービス体系がどう変わっていくのかということを見通した中で、どういう研究をしたのかというのはないでしょ。現実問題として。で、それで各課で担当しとっていいっていうんじゃないかって、こういうときは例えば、特命、そのう、調整官みたいなものをちゃんと配置して、どういう配慮を一番そのするのかとかいうプロジェクト組んだりしたりですね、その対応していかないと、あのう、困るのは住民なんですよ。で、じゅ、先ほども言いましたが、住民にいくら制度説明をしてくれてのはもういらぬんですよ。あのう、取られるものは取られるんだから。でも実際病院に行った時にちゃんとサービスを受けれたり、病院ちゃんと行ける様にしてくれなきゃ、行政としては。そのことが一番命を守る上で一番大切なことだと思うんで、そのへんは早急に対応する方向を出して欲しいと思います。そして、あのう、まあ、町長に改めて言いますが、町長が邑南町の町長ですし、まあ、人権尊重の町宣言をしている町の長です。で、やっぱり憲法の14条でいうように、人種とか身上とか性別、社会的身分とか門地によって差別してはならないというのが憲法ではありますが、やっぱり、あのう、例えば、アメリカなんかでも1番重視されるのは年齢による差別なんですよ。だからアメリカなんかでは、その就職の、あのう、履歴書ですか、書く時に年齢欄はないんですよ。それぐらい年齢による差別というのは非常に、そのう、いわば誰もが避けられないことに対して、それをもって差別するというのは全く卑劣な行為なんですよ。そんなことを見逃していくのがいいのかと、人権尊重の町として。というぐらいの決意で国に対して意見を言って欲しいということをお願いしたいと思います。で、次に2番目の問題に入りたいと思います。今回、町民、町税条例が改正されたわけですが、その中で町税の年金からの、住民税の年金からの天引きを、特別徴収という天引きを始めるということが謳われています。で、この問題、質疑でも取り上げました。で、国の法律でいう、地方税法でいえばできる、特別徴収ができるとなっているのに、町の条例はするというふうに、まあ、なってるよと、なんでそんなふうにしたのかっていうところで、いろいろ話聞きましたが結局、条例の改正案の、あのう、地方、町の町税条例の47条の2項の、あのう、括弧4を邑南町は作って、特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると町長が認めた場合、そういうことについては徴収しないよということがありますから、これを利用して、対応していきますということを質疑では町長は答弁されました。で、私そういう意味では非常に前向きに、邑南町の場合は特別徴収1本じゃないよと、そういう徴収も含めて検討するという事になったというふうに思っております。で、ただその場合も、今後の工程、作業工程としてですね、町長が認めるということを行った場合に、具体的にどういう条件の場合は認めますというのを具体的に、こう決めていかないと前へ進みませんね。町長が自分のあの気分次第好み次第であんたええよあんたええよちゅうわけにはいかん。やっぱり具体的な規則を作ったり要項を作ったり、そういうふうにしていくと思いますが、その点を、の考えをお伺いいたします。それから、あのう、2番目に、このたびの、年金からの住民税の特別徴収はその年金に関わる所得割と均等割りに限られていますよね。で、ただ邑南町の場合、プラスそれ以外の所得があった場合の、についても、あのう、加算して、合算して、特別徴収をするということになっていますが、まあ、本人から申請があれば、あのう、それは普通徴収にしますよということをお前の質疑でもおっしゃいました。しかし、今日、あのう、邑南町の場合ですね、住民税の申告書は皆さんに配られないんですよ。これが邑南町の申告書です。まあ、これは白票でなんにも書いてないぶんですが。これ今これ配られないんです。だから本人さんが記入できないです。なお且つこれに記入してもですね、普通徴収を選択するかどうかという項目は無いんです。で、本

来は住民税の申告は、用紙はこの皆さん手元に配りましたが、これが松江市の申告書です。市民税、県民税の申告書、国保税の申告書。これの裏側のとこの一番上にですね、給与所得以外の市民税、県民税の納付方法、納税方法として、給与から差し引き特別徴収と自分で納付、普通徴収、どっちを選びますかっていうと、チェックをする。書いてあるんです。これが邑南町できないんです。だから年金からは年金だけの所得割、税金みてください。それ以外の所得があったら、例えば農業の場合に、農業が赤字であれば損益通算をして、そして収めますから問題はないんです。ところが農業が黒字になった場合には、農業分も年金の、から天引きされるんですね。それは止めてくださいということを書けるように改善をして欲しいということについて、どうするのかということをお伺いしたいと思います。まあ、これは具体的な問題に続きますので、全部いいですが、それから、あのう、このたび邑南町は実施いたしません、国民健康保険税についても、あのう、年金からの天引きの制度が導入されて、邑南町自身は条例にはそれはもう書き込んでいます。ただ、徴収率が98%以上ということで、邑南町では実施をしないという方向だと思いますけれども、そのう、例えば65歳から74歳までの方の場合、国民健康保険税と介護保険料をあわせて年金の2分の1以上は取っちゃいけませんよと、あのう、天引きしちゃいけませんという制度があります。しかし、この町民税ですね、の場合はそういう項目がありません。ですからいわば年金以外の、あのう、年金の住民税とそれ以外の所得の住民税と先ほどいった分と全部取っちゃうとですね、あのう、年金がなくなっちゃうという事例、まあ、なくなる場合は特別徴収しないんですけど、それに近い状態になる可能性も、その極端に言えばあるかもしれない。だからそういうことも含めてこの2分の1判定です。2分の1の分については、そのう、新たに条例なり規則できちっと作らにゃいかんのかなというふうに思うんですが、その検討状況はいかがですかと。それから次に、税金の申告会場の問題です。従来、23カ所でしたが、このたび議会にも計らず、ぼんと、自治長会議、行政連絡員、員会議で来年から公民館だけで申告受付しますと、つまり23カ所をいっぺんに12カ所に減らしますということを発表されました。これに対して大きな怒りがあります。で、具体的にいうと、だいたい石見はずっと昔からのあれで、5カ所が、公民館で5カ所が5カ所、瑞穂は、あのう、公民館5カ所とその他が3カ所の8カ所、羽須美は2カ所、公民館が2カ所でその他が7カ所の9カ所という形でプラス元気館があるんですが、そうなると羽須美地区はたった2カ所になっちゃうわけですね。やっぱりそういう強引な行政のやり方はやっぱりまずいというふうに思いますので、こう段階的にやっばし、きちっと住民の理解や便宜を図ることを含めて、申告会場を調整して行って欲しいというふうに思います。あのう、この前の常任委員会では、あのう、大きな浜田市でさえ1カ所だと、受付場所がね、ゆって、おっしゃいましたが、あのう、市役所で一カ所でやってんだよっという、話がされましたけど、調べてみたら浜田市は36カ所です。だから市役所は市役所でやってるけれど、旧市内だけでも6カ所、金城が7カ所、弥栄、はすみ、旭が6カ所、弥栄がやっぱりいろいろこう条件が厳しいですから16カ所、で三隅は、まあ、丁度中心になりますから1カ所、そういうにやっぱり条件に応じてやってるわけですね。で、また、その石見地区でも、そのう、公民館5カ所だけでは大変だということで、ほんとはもう少し小分けに考えて欲しいというような話も、あのう、出てるようにお伺いしております。ですから、あのう、せっかく税金を納めていただくんですから申告しやすいような形にするのが、あのう、いわば、あのう、必要だと思いますので、そういうに変えて欲しいと。それから、あのう、あのう、ずっと前から私は、そのう、土日にも申告を受付をして欲しいと、あのう、勤務している人をですね、あのう、いう話をしたりしました。で、先ほどいったように一方では申告カ所だけはばあんと削る、削るような、

あのう、削るような方針を出しながら、土日の申告は全く触れないということじゃあこれはおかしい。あのう、浜田市でも、この36カ所のうち6回ぐらいは土曜又は、あのう、日曜にやってるんですね。やってるんですよ。ですから、あのう、そういう形で考えていただきたいと思ひますし、そして、あのう、まあ、ちょっと理解できなかつたかもしれませんが、住民税の、所得税の申告は、あくまで自主申告ですよ、で、最終的に政府がその税額を決定していくと、ところが住民税は賦課税ですよ、町村が決定をして賦課をしていくという税金です。ですから本人は申告が少なけりゃあ、市役所、役場が調査に行つて、そいでこれは違ふって訂正してこの金額を賦課しますといつてやれる税金ですね。ですから逆に言うと、その所得税の確定申告のように、ほんとに、あのう、自分がこう書いてその出すという形よりも、もっと住民税のはゆるいんですね。ですから全国の例見ると、あのう、この松江市でもそうですが、これ書いたるでしょここに。郵送され、郵送される場合は云々いうて。郵送でええんですよ。わざわざ申告会場にいかなくても、で、また郵送でええつていうことなら逆に言うと、あのう、自分の近くの集落に役場職員さんがいらっしゃれば、それをお願いして持つていつてもらつてもできるわけですよ。そういう便宜もどんどんやつぱらつていつて、その申告会場の削減とあわせた調整をしないと、あのう、住民にはやつぱし不親切だというふうに思ひます。以上ちょっと沢山ずっと続けていいましたが、あのう、答弁していただきたいと思ひます。

●石橋町長(石橋良治) 議長。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 1番最初の、あのう、いわゆる、47条の2の第4項の問題でございます。まあ、本会議の質疑でもお話しましたとおりでありますけれども、まあ、あのう、この4号であります、あのう、条文の内容のとおりですね、著しく困難であると町長が認めるものというふうに、まあ、ありますので、まあ、この条例そのものが原則が特別徴収でございますから、その中で著しく困難であると認め、認めるものということになりますと、かなり幅が、こう狭められるんじゃないかというふうに思ひます。で、まあ、個々のどうかということについては、まあ、ここで申しあげることにはなかなかできないわけですが、例えば、災害等で大変、まあ、状況が厳しいとかいうことはあたるかもしれませんが、まあ、そこは、あのう、者でありますから、まあ、個々で判断していかなきゃならないというふうに思つております。

●東税務課長(東義正) 番外。

●議長(三上徹) はい、税務課長。

●東税務課長(東義正) ご質問の件でございますが、その前に、まあ、最近非常に、あのう、年金からの天引きということがありまして、まあ、それがまだ解決しないうちに、まあ、年金からの住民税の特別徴収というようなことで、まあ、非常に、あのう、議員の怒りもよくわかつております。ただ、私どもは、地方税法の一部の改正に伴いまして、条例の見直しを行ったものでございまして、まあ、地方自治法にも法令に違反しない限り、町で条例を制定して行いなさいという、まあ、規定もあります。まあ、そういう主旨にのっとりまして、今回の町税条例の改正になったことはご理解いただきたいと思ひます。それで、あのう、ご質問の他の年金とですね、他の所得を合算して徴収をするというのを規定が確かにございます。ただですね、あのう、本人の申告によって、年金とは別にふちゅ、あのう、普通徴収ができるという規定もございます。ただ先ほどいわれましたように、あのう、松江市のこの申告書を出されましたけども、まあ、現在の申告書には年金のことは書いてございませぬ。もちろん介護保険のことも入つておりませぬで、まあ、今後この様式はかえさせる

んだ、改正されるんだというふうに思っておりますけども、あのう、最後の方で、あのう、申告のシステムの会場のことも申されました。またこれ後ほど申しますけども、来年からいわゆる申告システムを入れまして、申告をするということで、まあ、会場の集約という話もしたわけですが、このシステムには、住民税の申告書もあわせて整備する予定にしておりますので、まあ、そういったしますとやはりこういった松江市のような、いわゆる申告のチェックが、を入れなきゃいけないというふうには考えております。それで、あのう、それが、2番目ですね。3番目の、あのう、国保税の2分の1判定の件でございますが、先ほど申しましたように、上位法であります地方条例のっとなってやるわけですから、地方条例にはそういうことは謳ってございません。よって、まあ、あのう、上位法令に違反してですね、特別な条例を設けるということではできかねないというふうに考えております。それから申告会場でございますが、確かにこれは、まあ、17年ぐらいからシステムを入れて皆さんにお持ちしていただく時間を短こう、短くするというふうな思いから、そういうシステムを入れたわけございまして、まあ、確かに23カ所から一気にですね、12カ所にした、の、ご説明をいたしましたけども、まあ、システムを入れるということではですね、町のイントラネットに結ば付けないとですね、このシステムが動かないということもありまして、それは、元気館を含める公民館の13カ所が、まあ、外部では該当になるわけですが、まあ、そういった、箇所しかシステムが使えませんが、いわゆる元気館を入れて13カ所というような会場になろうかと思っておりますが、まあ、あのう、そういった思いで、自治会長会議、あるいは行政連絡会議、それから、町政座談会でご説明を申しあげました。まあ、その後各会場で、各会場といいますか、まあ、2会場で自治会長さんから、今までどおりの会場にはならんかというような意見もいただきましたし、常任委員会でも議員の皆さんから、まあ、一気に減すのは、そりゃあ、あのう、困るよという話もいただきました。それを受けまして、まあ、もうちょっとこれは検討させていただいて、年、計画的にシステムのこと説明しながら計画的に行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。それから、土日の申告でございますけども、これは、あのう、以前にも多分ご質問があった件だと思います。確かに、あのう、そういう希望もあろうかと思っておりますけども、これにつきましてはですね、あのう、申告期間のいわゆる1か月期間ではなくてですね、まあ、1月から、あるいは、あのう、3月、4月の初めまで、この事務は続くわけですね、準備期間から最後の整理期間まで含めますとですね、それからその後直ぐに軽自動車税であるとか固定資産税であるとか、そういった納税事務も随時続きまして、非常に、あのう、長期間にわたる作業が続いて職員にも過酷な時間外の勤務が続くわけですね。まあ、そういったことを考えますとですね、土日の相談日を増やすということは、非常に難しい、過去にも職員の過労による不測の事態を招いたこともありますし、まあ、そういった意味ではご勘弁を願いたいというふうに思っております。それから、所得税の、は、まあ、自主申告ですから、これは、まあ、自分で実証されて郵送されるんですけど、住民税につきましては、先ほど申しましたように、今度システムを入れまして、まあ、そういった様式も今度配布されることになろうと思っておりますが、ただ過去においてですね、旧町村で、住民税の申告書を送らなずに、個別に賦課してっております。先ほど見られましたのも申告書と書いてありますが、まあ、いわゆる台帳でございます。過去瑞穂においては一斉に住民申告書、住民税の申告書を配布したこともあります。ただ、まあ、なかなかそれが出てこないというような実態もあったわけで、まあ、それを送るとまた、またこれを書いて出さなきゃいけないのかというようなことがあります。基本的に、まあ、所得税を申告をされた方は、これはいらぬわけですから、それ以外の方になろうかと思っておりますが、まあ、あのう、先ほどいわれましたように、職員にことづけるとか、あるいは、

郵送を、いう、いうことも、あのう、オッケーだというふうにはしたいと思います。以上でございます。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) ええっと、最初の、あのう、47条の2項の4ことですが、あのう、まあ、結局、あのう、この項目を作ってる町村は全国でも珍しいんですよ。この近く見ても江津市にもありませんし、このたびの条例改正では。だからそれだけ頑張ってくれたということで、で、この場合一人でも認めたら邑南町は原則特別徴収だけれども、それ以外の方法も選択できる町ですよということになるわけです。この条項があるということは。間違いなく。ですから具体的にじゃあ誰を対象にするのか、どういう場合を対象とするのか、規則を作ったり要項を作ったりするんですかと聞いてるんです。だから、それをするかせんかということをはっきりゆっていただかないと、いやあ、この条例があるだけです、じゃあ何の意味も無いですね。ですからそれを答えていただきたい。それから、あのう、まあ、当然、あのう、こんどは選択制の問題についてはそういう申告用紙でチェックが入る形のものにするということですのでそれは了解しました。それから、あのう、2分の1判定の問題で上位法がないとおっしゃいましたが、上位法はあるんですよ。ある意味でいうと。というのは、邑南町は国民健康保険税を取っていますから、国民健康保険税を規定するのはち、地方税なんです。で、地方税の中に、要するに国保の2分の1をおさ、あのう、抑えるという項目が国保税だとか他の税も含めていって地方税の中に入ってるんです。だからそれを適応すればできるんです。という私は解釈をしています。地方税法施行令の56条の89の2の3と、第706条2項とかですね、まあ、このへんを含めてやればいいし、まあ、そういうことを含めて研究をするということができないのかなというふうに思います。で、いわば、あのう、先ほどおっしゃったように、あのう、あなた、執行部が国がゆってる条例参考、参考例とは違うものを作って今日、この度提案しているわけだから、上位法にあるなしじゃなくて、他に例えば国民健康保険税には邑南町の国民健康、健康保険税条例の中には、2分の1判定の項目は入ってるわけですよ。邑南町の。同じ様にそれをここにも入れればいいじゃないですか。何でできないのかと。要するにそれは自治体の判断で、そこまではしませんよという形も、あのう、することは可能じゃないかというふうに思います。で、研究をするかしないかということも含めてやって欲しいと思います。で、あのう、まあ、ほん、あのう、まあ、会場の問題については、まあ、段階的な形の処理という形に、あのう、変更されました。で、土日の申告の問題ですけど、あのう、極端に言えば税務課に仕事が集まるのがおかしいんですよ。だからその時期にいろんな応援体制とってやればいいわけで、そのへんは総務課長できないんですか。確かに他の業務は当然いろいろ支障が出てありますよ。ありますが、邑南町の全部で百何10人ですか、200、200人近くの職員が総出で頑張ればできることなんですね。で、あわせて、あのう、町民税の申告は3月の15日までというのは決まっていますけど、それ以前はもっと前からできるんですよ。全国の確定申告が始まりましたという時から始めなくてももっと前からできるんです。で、例えば、しょ、所得税の還付せい、還付請求ですね、要するに農業が赤字だったから年越して、計算して、収支内訳書いて、赤字になって、税金返してくださいという還付請求は1月の15日からできます。で、町税条例を見れば、所得税の確定申告書を出した同日を住民税の申告をした日とすることになってんですよ。ほんとかやあちゅうておっしゃるけど、あのう、だから浜田市は今年度は、2月16か17日から始めないで2月の12日から始めてるんです。申告を。受付をですね。だから確定申告書を出した人は、もう住民

申告そのまま認められるわけだから、そういう形に変えることはできるわけです。そうして受付期間も長くして、労働量を減らして、確かに、あのう、中で、中で、あのう、消し込みとかいろいろされる作業は大変ですよ、それはそれでありますが、あのう、そういう形の改善だって当然できると思うんです。いかがでしょうか。で、郵送と職員にお願いするというのはオッケイだということは分かりましたので、そのちょっと2点ほど短くお願いします。

●石橋町長(石橋良治) 議長。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) あのう、町長が認めるものということではありますが、これは私が勝手に判断するわけにはいきませんから、それがしっかり、あのう、はっきりさせるように何らかの形でつくっていきたいというふうに思います。

●山本副町長(山本忠徳) 番外。

●議長(三上徹) はい、副町長。

●山本副町長(山本忠徳) まあ、あのう、今の2分の1条項を上位法にあるということでございましたけれども、まあ、ご指摘のように、あのう、国民健康保険税は地方税法の中にございまして、ただこのたびの2分の1特例はあくまでも先ほどいいました、4つの問題を、がクリアした時には2分の1条項を適応しますよと、その他は違反ですと、といったはっきりとした公文書もきておりますので、私はその特別、このたびの2分の1条項は特別に、あのう、国保税だけに認められた、ほ、介護保険と今の国民健康保険と、という解釈をしております。まあ、ここは、あのう、見解の相違ということになろうかと思えますけれども、まあ、この点については、私の解釈でございますので、また勉強をさせていただいて、答弁をさせて頂きたいというふうに思います。

●日高総務課長(日高禎治) 番外。

●議長(三上徹) はい、総務課長。

●日高総務課長(日高禎治) ええっと、申告時の、他課からの応援、そうしたことのご質問がございました。現実的に、あのう、そうした他課からの応援を昨年あるいは一昨年、そうした時には、あのう、協力を得ながらですね、研修を積んでいって、まあ、やる前にはその地方税法と税条例改正、こうしたものがございますので、かなりの期間の研修を積んでこれをやとるような状況でございます。土日についての判断、私の方からは、ちょっとお答えできませんけれども、そうした今後この職員数、この傾向を見た段階で、他課の応援というのは必要な状況も出て来ると思っております。よろしくお願いします。

●東税務課長(東義正) 番外。

●議長(三上徹) はい、税務課長。

●東税務課長(東義正) 申告期間の延長、延長といいますか、期間の長さのことでございますけれども、まあ、他の市町村ではやっているということでございます。まあ、あのう、ここですぐやりますというわけにもなかなか申しあげられません。課内、あるいは庁内で検討しまして、さしていただくことをお願いしたいと思えます。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) ええっと、最後の問題で、です。今年1月に、あのう、労災、林業現場で労災事故が発生しました。これは邑南町の鱒淵地区で、あのう、県の事業でございますけれども、ほんとに本人も大変な後遺症がありますし、また、それに関係してた、職員の皆さんや、あのう、

森林組合の役職員の方もほんとにあの心労だと思います。で、この問題では、今、あの浜田労働基準監督署から書類せい、送検があって、まあ、あのう、刑事告発ですね、ということで刑事罰は決定していくんでしょうけど、あのう、今後当然、あのう、労災認定がされてその労災の補償では足りない部分はあの民事による損害賠償請求裁判が起こされて対応していく形になると思います。

で、今年、まあ、森林組合が結成20周年ということでね、記念すべき年なんだけれども、まあ、こういうことが起きて、これまで20年間にずうっと頑張っただけで、あのう、努力されて積み上げてこられた内部留保を使って、もし問題があった時には損害賠償をしなきゃいかん、そういうことになるわけです。で、そういう意味でも、あのう、そういうことを、まあ、一つの教訓にしてですね、今後、あのう、任意労災ですね、これを是非掛けるべきじゃないかなあというふうに思います。で、そのためにも、それを促進する為に、町長、あのう、町もですね、任、任意労災の支援というのは必要じゃないかなあというふうに思います。で、その点についてのお考え、それから、あのう、町の対応の問題です。で、あのう、まあ、あれは県の事業でしたから、町はどのように対応されたかは分かりませんが、一つはその町も町行造林だとか様々な、あのう、事業を森林組合に随意契約で発注していますね。随意契約で発注するっていう場合には、その労働じょう、労働安全対策が十分取られているということを確認できる状態で、他にそれと同じ仕事ができるものが居ない場合、が条件になっていると思うんです。ですから、そのへんでは十分確認しとったのかどうか、もししてなかったら、現実にはですね、事件、あのう、事故が起こったら直ぐに事情聴取をして、町の方は事情聴取をし、それから議会にも報告し、それから町として、そのいろんな対策、改善命令だとか含めて出すべき性格のもんだと思うんですが、そのへんの対応はどうなっていたでしょうかということをお伺いしたいと思います。で、まあ、だいたい林業の場合、あのう、いろいろな産業の中でも、全産業の、こう労災事故が起こる、まあ、1番こういった危険度があるんですが、全産業平均のだいたい10倍なんですね、林業労働。で、これまでその林業、森林組合のいろんな事業というのは、皆伐をして、そして、そこへ、新植をして植林して保育していくという、その下刈りとか、その保育していくというスタイルだったんですが、今1番中心になっているのは間伐なんですよ。だからかかり木の問題とか、1番危険な仕事が増えるて来るという状況の中では、あのう、間伐を促進していく為にも、どうしても必要じゃないかと思います。具体的にだから森林組合への任意労災の補助の問題、それから、まあ、一人親方とか個人事業主ですね、の方で、に、労災に加入してない方がいらっしゃるんですけど、やっぱりそういうところにもその一定の応援をしてやる、やっぱり労災に入って仕事していただきたいことをしないと、跡継ぎが育たないと思うんですね。そういうことでこの問題についての考えをお伺いいたします。

●藤田農林振興課長(藤田憲司) 番外。

●議長(三上徹) はい、農林振興課長。

●藤田農林振興課長(藤田憲司) 長谷川議員さんの、ろう、労災事故による町の対応と、こん、今後の対応についてでございますが、事故の翌日に、現場の状況発生等、あのう、文書と写真によって確認いたしました。それに基づき、あのう、安全、労働安全衛生法に基づき、全従業員の安全教育の徹底と再発防止を森林組合にお願いしたところでございます。その後、あのう、事故発生作業班を除く、あのう、他の作業班を再編成することで対応してきたところでございます。今後は、あのう、労働基準監督署、検察庁の連絡を待って対応を考えていこうと思っております。随意契約の見直しでございますが、このう、随意契約については、町が、あのこの森林組合が、ええっと認定事業体と定め支援してまいりました。林業の関する事業の入札方法でも島根県と同様に考えておりま

す。町が発注する、林業事業につきましては専門の知識や高度な技術など有資格者を雇用している認定事業体として認めておりますので、今後も、あのう、随意契約でやらしていただきたいと思っております。また、造林事業は植林後40年以上の長期にも渡りますので、あのう、そのう、特異性からも一般の入札とはちょっと異なりまして、施工業者の瑕疵責任期間とともに基本的には異なると思っております。で、ええっと任意労災、か、加入促進でございますが、任意労災につきましては、あのう、造林部門で基本給の74.8、素材生産部門で42.24ば、千分のですね、となっております。この、これは、あのう、積算で見えておりますが、ご指摘の、あのう、任意労災については、あのう、積算の根拠となっております。これに、お一人当たり3千万程度の、新たに入りますと、2千はっ、280万程度の増となりますので、まあ、この対応につきましては、森林組合の、あのう、経営上のことでもありますし、あのう、森林組合において判断されることと認識しております。以上でございます。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) 長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) この、あのう、労災事故が、あのう、刑が確定をした場合にですね、安全義務違反ということで、県の場合指名停止ということがあると思うんですが、町としては、あのう、この問題についてどのようにお考えでしょうか。あのう、指名停止に関する要項をですね、訓令を改めて読まさせていただくと、あのう、町長の情状酌量ってのがあるんですね。そういう公文書の中に、情状酌量をする部分がある、余裕があるんだそうです。で、森林作業の場合はやっぱり時期という問題がありますし、いろんなあれがありますし、その邑智郡森林組合そのものが指名停止になっちゃうと全部ストップですから、ほんとにそのへんではどういう対応をするのかというのを含めて、是非研究して欲しいなというふうに思っています。それから、あのう、任意労災の分はですね、あのう、例えば北海道なんかは、あのう、公共事業の建設業者なんかには、あのう、もう、任意労災に入っているのを条件にしてるんですよ。もうそういう時代になってるんです。ですからやっぱりそういう意味ではこの問題で森林組合について280万で、は掛け金であれば、例えば半額は町も応援するから、ちゃん、ちゃんとしてやれ、やれとか邑智郡全体の町村会でその話をするとかして、前向きに対応して欲しいと思いますが、最後に町長の答弁をいただいて1時間になると思います。

●石橋町長(石橋良治) 議長。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) あのう、まあ、町長の情状酌量ということがあるわけではありますが、やはりこれはかなりやっぱり重大事項であります。まあ、回数の問題、いろいろあると思いますが、やはり県のですね、そういった、監督署から出て県がどういう判断をするか、それを含めてですね、我々も判断していきたいというふうに思います。それから、あのう、任意保険の問題ですけども、私は、あのう、原則に立つわけじゃないんですけども、従業員をどういうふうに、考えていくかと、安全安心の面をですね、これはやっぱり経営の大原則だろうと思います。それは、あのう、考えるのはあくまでも、いわゆる森林組合そのものでありますから、そこをやっぱり考えていただかないと、そこは私は若干希薄ではないかなという、実は感じがしてます。従業員を大事にするから森林組合があるんだよという一つの経営の原則に立って森林組合は考えるべきだろうというように思います。だから直ちに、そのう、町村会で議論をしてここまでやろうやということは、私は今考えてはおりません。

- 長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。
- 議長(三上徹) はい、長谷川議員。
- 長谷川議員(長谷川敏郎) あのう、町長は他人事で仰るけど、町長が森林組合とかは監督する責任があるんですよ。あなたが。人ごとのように仰る。その町内の公的な団体の総合調整、監督の仕事が首長が持つてるんですよ。ですから、あなたが具体的にほんとに調査にして、そういうことがあるんなら、改善させなきゃあ、駄目じゃあないですか。あなた達の考えがまずいなんちゅうて言っていたら、ほんとにそれこそ、そのう、森林組合に若い人たちが集まらなくなっちゃう。その点はよくよく考えて今後対応してほしいと思います。
- 石橋町長(石橋良治) 議長。
- 議長(三上徹) はい、石橋町長。
- 石橋町長(石橋良治) だから今の問題は任意保険の加入の問題とは私は違うと思います。やっぱり、この問題、労災の問題、しっかり我々も現状把握をして、どこがどういうことでどうなったのかということのをですね、我々もしっかり森林組合に申し出て、こういうところは改善してもらいたいということは当然いわなきゃならん立場であります。
- 長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。
- 議長(三上徹) はい、長谷川議員。
- 長谷川議員(長谷川敏郎) 以上で、質問を終わります。
- 議長(三上徹) 以上で長谷川議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は10時45分といたします。
 —— 午前10時32分 休憩 ——
 —— 午前10時46分 再開 ——
- 議長(三上徹) それでは再開をいたします。続きまして通告順位第12号亀山議員登壇をお願いいたします。
- 亀山議員(亀山和己) 議長。
- 議長(三上徹) 亀山議員。
- 亀山議員(亀山和己) はい、9番亀山でございます。先ほどの16番議員さんの一般質問が終わって、町長始め執行部の方にも峠を越した感じがありますが、最後までもうひとりお付き合いいただきたいと思います。さて、今回は二つの質問をか、掲げておりますが、先の3月定例議会におきまして、石橋町長は次の思いを掲げて2期目の町政運営に力強い意欲を示されました。これまで不条理な三位一体の改革等で邑南町の財政立て直しをして来たと、この財政立て直しを町長の思いで、この改革は尾に付いたばかりなので、行財政改革に対する私の思いを実現したいとのことありました。そこで、具体的な点について町長の基本的なおかん、あ、考えをお伺いいたします。まず、第1点は石橋町長の公約の一つでもありました町づくり基本条例は制定されましたが、具体的な取り組みが私たちにはなかなか見えてこないように思っております。一方で議会は先に議会基本条例を制定し、その後、直ちに具現化を図ってまいっております。委員会構成を変えたり、閉会中の一般質問あるいは対話しゅうかを、対話、町民との対話集会を計画するなど、議員定数を減じても議会の責務と役割を低下させることがないように、町民の付託に応えるべく努力を重ねております。石橋町長は2期目を目指されるにあたって、町づくり基本条例の何に力点を置いて、具現化されようとしておられるのかそれをまずお伺いいたします。2点目には行財政改革に意欲を示される石橋町長であります。人件費抑制に関しては、先の3月定例議会での答弁では、職員組合との対立関係を避け、

協調路線を取ると示されました。石橋町長は就任当初、財政改革に向けて町民皆に範を示すとして、自らの報酬を15%カットされました。そして、皆もそれぞれのカットをしてまいりました。そこで石橋町長は2期目に向けて、特別職の報酬を含む総人件費の抑制をどのように考えておられるのか、これを伺います。3番目には先ほど16議員さんの方から質問がありました後期高齢者医療制度であります、これは4月から始まった制度に、の是非について未だ国においても、見直しであるとかあるいは廃止であるとかの議論が続いておりますが、この邑南町にとってこの制度は歓迎すべきものなのか、それともやっぱり以前の制度に戻した方がいいのか、取り分け取りざたされております年金からの天引きということは、邑南町にとってどうなのか町長のお考えを伺いたしたいと思います。4番目にはガソリン税の暫定税率についてですが、これは衆議院の再議決により元には戻りましたが、原油高騰がますます進んでおります。暫定税率の廃止や道路特定財源の一般財源化などがとりざさ、されておりますが、このことも邑南町にとってはどうあった方がいいのか、ガソリンは安い方がいい、いう町民の声もありますが、町としてはこの暫定税率はどうなのか、石橋町長の所見を伺いたしたいと思います。まず、4点お願いいたします。

●石橋町長（石橋良治） 議長。

●議長（三上徹） はい、石橋町長。

●石橋町長（石橋良治） 町づくり基本条例を今後どういうふうに生かすかということであります。で、まあ、これは、あのう、私の、当選をする時からの、まあ、公約でございまして、まあ、これは、まあ、皆さん方のご理解をいただきながら実現出来たわけでありますけども、まあ、この条例そのものはやはり今後の邑南町の方向性を、こう、示すもの、あるいはあるべき姿を示すもの、の条例でございますので、この条例を作ったからといって、具体的にどうこうということは、まあ、すぐには見えてこないという部分もありますが、しかしながら個々にはですね、やはりそれぞれの芽がでてきているのではないかなあと、まあ、いうふうに私も思うわけであります。で、まあ、この4年間を振り返ってみますと、やはり広報、公聴、こういったやり方がですね、私は私なりに、まあ、随分努力してきたなあと、それは座談会にしろですね、それからやっぱり、行政頼みでは駄目だよっていう、いわゆる、ちょ、住民と行政の協働の町づくり、これ、こん中で謳ってるんですけども、夢づくりプランが着実にこう伸びてきているということで、やっぱり地域の皆さん方もなんとか自分たちで頑張らなきゃならんという、こういう気運がだんだん生まれてきたということだろうというふうに思います。で、あのう、まあ、今後でありますけども、私はこの条例の特徴、他には、まあ、あのう、他の町村にもこういう条例がありますけども、私たちが作ったこの条例の特徴というのがあると思います。一つはコミュニティを大事にしましょうということですね。一つは。コミュニティを。あのう、例えば自治会とか集落とかいうふうのうちには当たるんだろうと思います。それだけじゃあないかも知れませんが、あるいはもう一つの特色は、伝統文化暮らしの伝承と環境保全、まあ、こう、ここあたりはとくしよ、特色ではないかなと思ってます。で、やはりコミュニティというのが私はこれから大きな町づくりの中の、柱を占めて来るというふうに思ってますから、合併の時にこうやろうといういった中で自治会の結成の問題であります。で、これも一部ありますけども、だんだんこれも着実にこうなってきた。これをやはり自治会づくりというものを、やっぱりこれ今後も大いに伸ばしていきたい。そのための支援を行政は何が出来るかってことを、になると思います。併せて自治会の基になるのは集落であります。集落そのものが崩壊をするということでは駄目なわけありますから、集落の再生維持ということをですね、やはり今審についたばかりでありますけども、ポスト過疎法の中にもふく、入れながら国と県と一緒に今考え

てるというのはご理解いただけるんだろうと思います。そして、まあ、伝統文化、暮らしの伝承あたりでありますけども、まあ、先日、あのう、雪田区の泥落としに行っていました。大変に、まあ、あのう、神楽が盛んでありまして、この地域でやってる雪田神楽団みんなは、その地域に住んでいる若い者です。やっぱこういう方々がですね、やっぱりもういなくなっちゃうとそれはやっぱり、非常にこの地域が衰退するのは目に見えとるわけでありまして、そういったところをですね、我々はどういうふう考えていくか、これはやっぱり一口でいうなら、若い者をどうやってこの田舎に残すか、まあ、こういった一点です、いっぱいいろんなことを議論しながら、今後やっていく必要があるんだろうというふうに思います。で、環境保全の問題もこれは大事、今からは特に大事な問題だろうと思います。まあ、そういったところを、もし、まあ、2期目引き続いてやらさしていただくなれば、一生懸命頑張っていきたいなあと考えております。それから、まあ、2番目の行財政改革、取り分け人件費抑制の考え方でございますけども、私の報酬は今20%でございます。20%でございます。あのう、15%はほんの1年間にね、そのあとは全部20%でやっていますからご理解いただきたいと思っておりますけども、更にやってるといことです。まあ、そういった中で、やはり、まあ、それぞれの立場立場に応じて人件費の、いわゆるカットはやってるわけですが、私、いつもいってるように総人件費の中で、人件費そのものを抑制していこうということでもありますから、人員適正化計画の計画以上にですね、今、スピード化を持って、実はやっとなるわけがあります。これが良いか悪いかという議論はいろいろあると思っておりますけども、やはり行革の効果としては非常に、まあ、効果が上がってるなというふうに思います。ただ、これがですね、どんどんどんその計画以上にですね、行きますとやはり業務の支障あるいは地域に対していろんな不具合が出てきてはまずい、まあ、この辺もじ、じっくり検証しながらですね、しっかり人員適正化計画を、まあ、見直しをしていきたいなというふうに、まあ、思います。それから後期高齢者医療制度の是非と保険料の年金天引きの問題でありますけども、まあ、これは先ほど質問にもいろいろありましたけれども、県の高齢者医療広域連合におきまして、今いろんな見直しをね、国に対してやっていただくように要望を出しております。当然、まあ、国でもいろんな形で今見直しがされようとしていますので、やはりこういうことを我々も注目しながら我々言うべきことはゆっていくということが大事だろうというふうに思います。年金からの天引きでありますけども、まあ、現実6月の天引きをされたわけでありまして。しかし、この年金からの天引きの方法あるいは対象者についても、今、国が様々なかた、形で見直しをしておるわけございまして、まあ、今後とも我々はそういう修正の内容についてですね、やはり一緒になって、考えていくあるいは情報を入手していくということで、対象者の方々に速やかに、まあ、あのう、お知らせをしていくということが大事であろうかと思っております。それから、まあ、やはりいろんな形で、非常にこりゃあ分かりにくい制度でありますから、やはり相談窓口をしっかりと設けて、今も集落単位で要望があれば行ったりしますが、誤解がないようにあるいはほから、分からないことがないようにですね、行政としてはやるべきことをやっていきたいと、まあ、いうふうに思います。4番目のガソリン税の暫定税率の問題でございますけども、この邑南町の20年度の予算は、この道路特定財源に係るものが合計で2億7千9百万円でございます。この内、まあ、暫定税率分が1億3千5百万円でございます。で、もちろんこの財源については、どうろ、道路の様々な形での執行ということもありますが、取り分けですね、それ以外にき、起債の償還というものがあるわけでありまして。これは、まあ、旧町村から随分こうやってきた、いわゆる起債というのがあるわけであって、それをどうやってこう、償還していくかってことの財源にもこれを使ってるわけでありまして、で、これがもし無くなりますと起債は。いや

いあ、あのう、償還は返さなきゃならない、無くなるとこれはまたどっかからってことになりまして、これは大変な問題であります。従って、参考に申し上げますと、20年度の元金償還額がですね、5億5千7百万円というふうになっております。まあ、当分の間、この程度の額を毎年返していかなきゃならない、まあ、このための貴重なこの財源だということを、まあ、ご理解いただきたいというふうに思います。いずれにしてもこの道路特定財源が、まあ、一般財源化ということに、まあ、な、なるような動きもあるようでございますけども、やはり道路特定財源の堅持とそれから、この、必要なところは必要な道路の手当をしていく、そして財政運営に支障がないような形で国の方にもお願いをしていくと、いうことであると思います。

●**亀山議員(亀山和己)** 議長。

●**議長(三上徹)** はい、亀山議員。

●**亀山議員(亀山和己)** はい、4点について答弁いただきましたが、1点目のことにつきましては、広報広聴についても、対話集会等で成果をあげとるように町長の答弁でありましたが、このことはちょっと2番目の質問の項目と重なるんで、そこでまた私の考え方も話さしていただきたいと思います。ほいで3番目の後期高齢者医療制度、それから特定財源、ガソリンの、特定、暫定税率、これについてもやはり町民へ、具体的に分かり易い、町としてはこれが必要なんですということをもっともっとPRをしていただきたいように思います。特に、あのう、3番目の後期高齢者の医療制度につきましては、ありゃ、これは保健課長さん、こりゃ、保健委員さんにもこの制度の説明をされて、集落でも話され、その委員さんが皆さんに伝えられたと伺いました。そうした中でやっぱり保健委員さんがいっぺん聞いて、すぐ皆さんに伝えるのには、集落によってはとんでもないその伝え方がしてあったということも伺いました。ほいでこういったことはやっぱり、あのう、もっともっと、あのう、聞く人の立場でもっと情報を、あのう、町民の方へ流していただきたいと思います。そいで2番目の人件費の件であります、先ほども町長の答弁でありました職員の定数適正化計画が順調すぎるぐらい進んどるということでしたが、まあ、10年後には200人にするという計画であります。ほいでおよそ初期の4割ぐらいの職員が減るということになるんだろうと思います。そいで国が示しとりますのは、今のこういった邑南町の人口規模でいうと、予算規模は60億か70億、そいで職員数でいくと130というような数字も出されてとるように聞いておりますが、計画の200というのと130いやあ、かなり開きがあります。去年私たち、総務委員会で、あのう、長野県の下條村に、そこは公債比率が大変低いということで視察にまいりましたが、確かに、あのう、小さい政府、小さい行政というのがはやっとりますが、確かに小さい町でしたが、そこではやはり職員数も少ない、総務課長さんが議会事務局長を兼ねとるような町、村でしたが、やはりそこではこの邑南町が取り組んどる、あのう、産業振興であるとか、社会教育であるとか、そういった面がやはり、あのう、手薄じゃあないかない感じがしました。やはり地方自治の行政のベースの仕事しかしてないんじゃないか、やはりどんどんこの地域振興なり、地域の活性化を図るためにやはり、あのう、こういった中山間地では行政が指導をとっていくには、ある程度のやっぱり職員数も必要になって来るなという、私は感じました。そうした中で、今、経費削減が叫ばれとる中で、町職員が施設の草刈りへよう出とられます。これは直接の草刈り賃金を支払うのを、経費を切り詰めるだけだからいうことで、出かけられた職員さんは自分らはやったやっという意識があると思いますが、町民の中にはこれを疑問視する声もあるわけです。なあんて町職員が草刈りをしたり、外へ出るんかと。町職員は町職員ににおうた仕事をもっともっとしてもらわなきゃあないかということがあります。このことは、あのう、公務員の給与の4原則ですか、3原則ですか、職務給の原則、給与は

職務と責任に応ずるものでなければならない、これにちょっと反するような気がします。やはり、まだまだこの邑南町をリードしていただく、こう、あのう、職員さんにはもっともっと、あのう、本来の仕事で頑張っていたらいいような気がし、するもんです。それと昨日、一昨日のこの一般質問の、を聞いてる中でやはりまだ地域根性いうんですか、が、見え見えに出て来るところがあります。町長は夢響きあうこの邑南町いうことで、これまで4年間近く努力されとる中で、今なお、そういったことが出ることにについては町長としても、ちょっと残念なところがあるんじゃないかなという感じがしました。で、そういったことが出るのもやはり旧村単位の支所、瑞穂支所、羽須美支所置いて、旧村単位のエリアで行政を進めとることにもやはり問題があるのではないかと感じます。それと先ほどいいました職員数がどんどん減っていく中で、この体制が続けられるのかという疑問も残るわけでありまして。そこで、町長に提案したいんですが、職員数が減少する中、また先ほどの地域根性いいですか、の解消のためにも今の支所、公民館、そういった体制をもう一度考え直す時期、行政機構の再編をするべき時期に来ているのではないかと思うんですが、その点について町長のお考えがありましたらお伺いいたします。

●石橋町長（石橋良治） はい。

●議長（三上徹） はい、石橋町長。

●石橋町長（石橋良治） あのう、まあ、支所、公民館再編の問題であります。まあ、まだ合併をして4年目であります。あのう、なかなかこれ旧町村の時もそうだったと思いますけど、そのう、昭和30年代の合併の時も、大変な混乱の中でかなり年数をやっぱりかけて落ち着いたということが私はあると思います。で、今回も非常にそれぞれ違う、二町一村が合併をした町であります。やはり暫くはやっぱり時間がかかるということは私はやむを得ないと思うんですね。地域根性の話もされましたけども、やっぱりこれはお互いの努力で解消していかなきゃならんけども、多少の時間もかかると思う。で、そういった中でやはり支所をどうするか、公民館をどうするかということについて、今すぐに再編ということについては私は全く考えておりません。まだまだその地域そのものがですね、やっぱり合併の中で多少の若干の混乱もあるいはかも知れませんが、こんなはずじゃなかったがってということもあるかもしれないし、そういったところやっぱり我々もよく見ながらですね、今後どうやっていくかっていうことについては、正にこれは住民と行政、一緒になって考えていくべき問題だろうと思う。あんまり行政が先走って、行革だから、支所をどうする、公民館をどうするということをですね、やっぱり、先頭に立ってやるのがですね、返って、合併効果をやはり薄らぐことになるんじゃないかなあと、まず、この4年間というのはやっぱり一体感を持つことが大事だということでもあります。

●亀山議員（亀山和己） 議長。

●議長（三上徹） はい、亀山議員。

●亀山議員（亀山和己） はい、町長の考えは分かりました。それで、やはりこれも急にいうわけにはまいりません。そこで職員の減少に応じた、また組織体制も考えていただいたり、それと今の行政事務についても、今度できます新しい施設を十二分に利用して、人員が少のうなっても、町内の隅々まで行政連絡なり、情報が伝わるようなシステムを早く構築していただきたいと思っております。そこでこの問題につきましては、今の総人件費については、はっきりしたお答えをいただいたとは思いませんが、まあ、町長の一般行政報告の中でもありました、今、国会の中でも公務員制、制度が審議中だということでしたが、この公務員制度の改革の中には給与決定に際しては、使用者の裁量権

を大きくする、大きく拡大するものだという情報もきいとります。私たちが普段耳にします大阪の橋下知事の発言や報道、それから県下の市町村の、この報酬なり給料を比較してみますと、これは、まあ、あのう、自主カット分は考慮されとらんとと思いますが、県内の町村でいうと邑南町の、あのう、特別職の報酬なり、給与は高いグループにありやせんか思います。それから職員の給与にしても大卒の初任給が松江市並み、高卒も松江市並みで市部のような感じになつてきますんで、そこんところをも、を考えてみますと、この邑南町の人件費のあり方は、については町では、あのう、特別職の報酬等の審議会はありません。それと昨年末には県の人事委員会の勧告に完全に沿わない形での、あのう、給与改定条例が出されたりしました。そうした中ではこの人件費に対する裁量は石橋町長、あなたにあるのではないかと思います。それとまた、この責任についても、町民に対する責任についても、石橋町長にあると思いますが、その点については町長、いかがにお考えでしょう。

●石橋町長（石橋良治）

●議長（三上徹） はい、石橋町長。

●石橋町長（石橋良治） あのう、職員の給与、我々も含めて高い位置にあると、まあ、ちょっとこれは、あのう、総務課長に答弁させます。これははっきりさせとかにやあいかんと思います。そう、私はそう思っておりませんけどね。そういった中でやはり、あのう、町長が、か、町長がですね、大阪府知事のように、ばりばりこうどんどんやるという、これはそれぞれの自治体の状況があると思うんですよ。だから邑南町がその真似をせえいうわけに、わしゃあまいらんとと思います。そこへやっぱり信頼関係を築く上でもやっぱりしっかり組合の皆さんと一緒に考えていくということが基本だろうと思いますし、それから総人件費の問題もおっしゃいましたけども、あのう、おっしゃるように邑南町は果たして200人でいいのかなあと、つまり、あのう、下條村は恐らく面積が小さいと思うんです。邑南町は419平方キロ、大変な広い面積である、で、現実問題、そのう、災害が起こったときにはですね、職員がやっぱりそこへ行って、いろいろ地域住民のために一生懸命頑張るといふ戦力にもなつとるわけです。あるいは産業振興する上においても戦力になつとるわけです。それをどんどんどんどん減らしていけば、地域そのものがやはり大変大きな問題になる。つまり職員の戦力が大変、まあ、地域の戦力として今、いわゆる頼りにされているという時代でありますからこう、邑南町の場合は。だからそこはやっぱりよく見極めながら、今後はある程度慎重にですね、考えて行かなきゃならんという問題、そりゃ、亀山議員さんと一致する問題であると思います。ちょっと数字について、総務課長から答弁をせませ。

●日高総務課長（日高禎治） 番外。

●議長（三上徹） はい、総務課長。

●日高総務課長（日高禎治） 職員給についてのご質問でございました。ええっと、まあ、あのう、我々、これ、あのう、ラスパイレス指数、ご存じのようにこれを使ってよく話をするわけでございますが、ちなみに、あのう、邑南町19年度93.9という数字になっております。例えば、松江市、これは発表されたものだろうと思うんですが、97あるいは市の方が99から97あるいは江津が94.9とかいうような数字もございます。決して、まあ、一番高いということではございませんでして、まあ、あのう、全体で、まあ、中間どこよりも若干下かなと、し、市も含めてですね。あのう、思っております。まあ、そういった、あのう、初任給のことをいわれましたけども、まあ、あのう、給与明細書いつも出しておるわけでございますが、まあ、ここに国の制度と同じというような格好でやっておるところでございます。まあ、基本的に、あのう、各市町村のすべてそれを私、はあ、あのう、把握したわけではございませんが、まあ、近隣等々も、ついてもですね、そのへん

は国の基準と合わせてやっとなるようで、でございますので、松江市とだけが一緒だということじゃあないと思っております。まあ、というような給与水準であるというふうに認識をしております。

●**亀山議員(亀山和己)** 議長。

●**議長(三上徹)** はい、亀山議員。

●**亀山議員(亀山和己)** はい、ええと、給与水準につきましてはこれは、あのう、職員だけでなしに、今の特別職のことにも先ほど触れたんですが、それで、そい、先ほどもいいましたようにカット、自主カット部分は考慮せん、私が見たのは資料です。条例上の資料だったわけです。そいで島根県でもし、市がかなりありますが、町村の中では高いグ、グループだと私は資料で感じております。そこで、やはり今のいろいろ行財政改革、どこも進めとるわけですが、今年の、あのう、決算の時に監査委員さんの方から指摘がありました危機的財政状況にある中で、やはりこの財政改革を進める中で人件費のウェイトというのは今後大きな割合があるのではないかと考えます。今後とも検討していただくことをお願いして次の質問に入りたいと思います。ええと、2番目は、ええっと2番目はええっと、邑南町の広報広聴のあり方についてですが、この邑南町の広報広聴のあり方については、過去に何回か質問しておりますが、今邑南町の高度情報化基盤整備が着々と進みつつある中で、この施設の有効利用策や行政サービス面での具体策が急がれると思います。そこで次の4点について伺いたいと思います。町政懇談会については先の町長の答弁では、手応えがあったようにいわれておりますが、町民の反応を執行部はどのように把握しておられるか、これを伺います。2番目に自治会との業務委託契約によって、行政事務連絡事項は執行部から各自治会長さんへ伝達され、自治会長さんから、またそれぞれの各集落の代表に伝えられ、また各戸に伝える方法になりました。しかし、自治会によっては、この対応がまちまちだと伺っております。邑南町の広報広聴業務はこれで万全なのか、現状認識を伺いたいと思います。3番目にこのケーブルテレビ事業を行政業務や住民サービスに生かす方策については、各課の検討をこれまでも提案してきましたが、その後の検討状況や具体的利用方法について検討の成果を伺いたいと思います。4番目にかっは情報化の時代といわれました。近年では高度情報化時代といわれ、情報提供とか情報の共有という言葉がよく使われるようになりました。邑南町においては情報政策から情報推進室、また情報推進課といろいろ変わっておりますが、これから始まるケーブルテレビ事業の運営と邑南町が情報政策全般をつかさどる業務をどのように今後位置づけようとしておられるのか、その点について4点お伺いいたします。

●**日高総務課長(日高禎治)** 番外。

●**議長(三上徹)** はい、総務課長。

●**日高総務課長(日高禎治)** 亀山議員さんの2点目のご質問、邑南町高度情報化基盤の完成を間近にして、これを生かす方策、まあ、そのう、1点目として町政懇談会の町民の反応をどのように把握しておるかというご質問でございますが、今年度も公民館単位12カ所で、この定例会が始まる前までに当該年度の主要事業を町民の方々に、お示しするという、あるいは、町政に対するご意見をお聞きするというところで行ったわけでございます。延べ550人の方、12会場で出席をいただいたところです。これは、先の一般質問でも町長お答えしたとおりでございます。その内ですね、約70名の方からその場でのご質問あるいはご意見をいただいております。まあ、の、全体で120ぐらいの質問になろう、項目になろうかと思いますが、これを意見あるいは質問をいただきまして、その意見交換をしたところでございます。まあ、あのう、対面しての座談会というのは非常に大切な住民の方々のご意見をいただく場であると認識をしておるところでございますし、まあ、ただ、

昨日もこれを町長が申し上げておりましたように、参加者に若い方が若干少ないんじゃないかなという感触を我々は受けており、若い方々のご意見を伺えればなというところもございます。また、あのう、昨日も言いましたように、座談会、これをやること大事でございますが、テーマを決めるということ昨日町長申し上げました。まあ、そうしたこともやっていく必要もあろうかというふうに関後検討していくべきじゃあないかなと思っております。町民の方々の直接のご意見でこの町政座談会のあり方を、まあ、聞いてはおりません。ただ、町としては、その年の予算あるいはその年の主な事業説明、こうした場を直接住民の方にお知らせする場として、非常に重要だと認識をしておるところでございます。なるべく多くの方が出席いただくように願っておるものでございます。2点目でございますが、あのう、行政と町民の情報交換や行政事務連絡は現状でいいかということでございます。これも先ほどから、議員の方からも出ました町づくり基本条例に謳ってあるところでございまして、この4章の部分に情報の共有を規定しておるわけでございます。その4章の中の11条では情報収集と共有を規定して具体的には、広報の手段として、まあ、広報おおなん、邑南町のホームページ、防災行政無線、各種刊行物等々を上げておるところでございます。また、広聴としては、個別広報としては、あのう、町長室に設置しておりますご意見専用ファックスあるいは邑南町のホームページ、その中の暮らしの相談、意見募集、又は団体広聴として今の町政座談会、自治会長会議、行政連絡員会議を実施しており、おります。まあ、これらも各要領をその時点で定めたものでございます。まあ、これを現在も実施しておるところでございます。情報の提供や意見をいただいているところと、こういう現状でございます。また、あのう、町民と町が協働のまちづくりを進めていくためには、町民の参加の機会を保障し、町民の意向を踏まえた政策、施策を進めていかなければならないというふうにしております。住民参加の仕組みとして大きく分けまして、計画策定への参加、コミュニティ連携、そして出前講座等々をもって住民の方々と、まあ、あのう、こうしたことで情報交換をしているところでございます。行政事務連絡でございますが、自治会組織と業務協定を締結を今しております。町の広報、広聴あるいは様々な調査業務、これをお願いし、行政連絡員さんあるいは班長さんの方へ、方々を中心に配布物あるいは調査、こうしたことをやっていただいております。まあ、あのう、情報を発信する側として、まあ、それですべてが住民の方々に、奥深くまで届いているかということが、その内容を検証する必要はあろうかと思っておりますが、まあ、現段階では、出来るだけ情報の発信、行政事務の連絡に務めているところではございます。また、住民の方々のご意見をいただく機会につきましては審議会あるいは委員会へ、公募の委員さんを、参加していただくようにもしておるところでございます。まあ、あのう、町長も申し上げましたように今後ともその町政座談会、まあ、あり方はまた検討するにしても、出前講座、これは継続していくべきであろうというふうに関後考えておるところでございます。まあ、あのう、ご質問にありますようにケーブルテレビ事業の推進にあわして、この情報提供を更に充実したものとすべきと考えておるところでございます。以上でございます。

●石原情報推進課長(石原保夫) 番外。

●議長(三上徹) はい、情報推進課長。

●石原情報推進課長(石原保夫) 情報推進課から3番目と4番目のご質問についてお答えをします。F T T Hを活用した町民サービスのことでございますが、各課対応についてどのように取り組んでおるかということでございます。まあ、このF T T Hにつきましては、まあ、亀山議員さんがよくご承知のように、町民の方にもパンフレットで、四つのサービスをしますということで、まあ、説

明をしまりました。まあ、このことを少し復習をしながら、重複しますようですが、説明も加えたいと思います。まあ、この四つのサービスというのが、高速のインターネットサービス、それからIP電話サービス、自主放送サービス、それとテレビの再送信サービスの四つでございます。まあ、そういった四つのサービス機能を最大限に活用して、いかに町民サービスに務めるかということでございます。このインターネットサービスにつきましては、まあ、今、町が行っております、町のホームページ、これを、まあ、最大限活用するということでございます。まあ、このホームページにつきましても、良いものでないということがございまして、本年度これを全面更新をいたすよう、今じ、事務を進めております。そして、こういった施設へ来年度から電子入札、これを執行するよう、これも島根県と市町村が共同事務として今作業を進めております。そして、のうりんすい、もう一つは、あのう、電子、島根電子申請サービスというのもございます。まあ、これにつきましても、なかなか普及には至っておりませんが、更にこのことを町民の皆様にも、こうしたことがあるよということで、普及を図っていきたいと思っております。まあ、他に産業振興ということでは、産業振興課の方で、道の駅あるいは雲井の里などの産直市に関わるものとして、産直市の集出荷システムの構築に向けて研究を進めております。また、農協、商工会などにおかれましては、IT利用ビジネス育生事業を更に拡充をしていただきますようお願いして、まあ、そういったことで、町民サービスに繋がるような施策を推進していただけたらと、まあ、こちらも町としてもお願いやら、協力をしてまいりたいと思っております。IP電話サービスでにつきましては、まあ、これまでも、地域の皆様方におかれては、高齢者などに、声かけとか、というようなことの運動を進めてもらっておりますが、この無料になります、加入者間が無料になります、IP電話の利用しての、地域でのコミュニケーションを活発にさせていただきたいと思っております。次に、まあ、自主放送サービスでございますが、まあ、これにつきましては、少し先ほどの1、2番の問題点に繋がるものだと思いますが、この件につきましては、3月の定例議会で18番議員さんより、自主放送の企画と体制の充実を求めるということで、質問がありまして、まあ、そういったことで現在事務を進めておりますが、やはりこの自主放送サービスにつきましては、この番組を制作スタッフですね、これの育成が、まあ、さよう、さよう、まあ、最重点課題だと思っております。まあ、そういった番組制作のスタッフの育生に併せて、まあ、やく、あのう、予定としては、役場内組織に放送番組企画会議を設置して、加入者の皆様へ効果的な情報が提供できるよう、今準備を進めております。また、4点目のサービスですが、あのう、テレビの再送信のことでございますが、まあ、これにつきましては、この邑南町が4割近いところが、地域が難視聴でございます。まあ、この度地上デジタル放送が始まるわけでございますが、そういったか、ことにも開始をつなげるということで、地上波の放送、衛星放送あるいは娯楽番組放送のサービスをするものでございます。まあ、この四つのサービスをいかに、まあ、先ほどいいましたように、この機能をいかに活用して住民サービスを図るということだと思っております。まあ、他にも、まあ、間接的なサービスではございますが、簡易水道の遠方監視システムあるいは携帯電話の不感地域の解消に向けての、そういった所への光ケーブルの利用を今、そういったことについても整備計画あるいは財政計画に沿って考えております。まあ、次に4番目のこ、今後の、まあ、これからの情報推進課のあり方ということでございますが、まあ、現時点では、現在のじゅう、情報推進課の仕事をしながら、そういった体制を持ってケーブルテレビの業務にあたること、ということにしております。まあ、そういったながらも情報推進課の本来の業務あるいはケーブルテレビの業務について支障が出ることはないように、情報推進課としてはお願いをしまりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上で

ございます。

●**亀山議員(亀山和己)** 議長。

●**議長(三上徹)** はい、亀山議員。

●**亀山議員(亀山和己)** はい、四つの項目にすい、ついて答弁いただきましたが、やはり今の対話、町政懇談会等で参加された皆さん方から伺いますのは、話がむつかず、難しすぎる、話を20分、30分聞いとっても内容がわからんいわれるんです。ほいでどうも一緒に聞いてみますと、やはりそれは今の県から、国から伝わった資料をそのまま棒読みにされてみたり、というようなことがあるんです。もっと聞く人の立場で、もっと情報を噛み砕いて分かり易いような情報に作り替えて出していただくということが肝心じゃあないか思うんです。そうでないと今から、あれ話を聞き行っても、いっそ様子はわからんけ、まあ、かりに言いたいことがありゃあ行ってみるよというぐらいのようになってしまやあせんかなりやあせんか思います。ほいでもっともっと町の情報を町民と共有するいうことがあるんなら、もっと分かり易い情報に変えて欲しい。例えばホームページを見ても、他の町、市町のホームページを開けて見ますと、ほんに子供でもみて分かり易いような内容に作り替えてあるわけですね。例えば、あのう、この前の説明でいうと町民課長さんの後期高齢者の説明はあれじゃあちよつと皆さん分かりません。それと財政課長さんには、まあ、財政状況にて話してもろうたんですが、前に家計費に例えた例を出してもらいましたが、ああいった形がいい思うんです。あんときに私は今の補助金を小遣いという表現がおもしろくないいうことで、批判しましたがそれがために止めんさったんかのう思うて、ちよつと反省しとるんですが、やはりそういった皆さんに分かり易い情報に置き換える、そういった工夫をもっともっと施設の草刈りじゃあなしに、そういったことへもっと、あのう、労力をはらうていただくことはできんたろうかいう、感じがしとります。それと2番目の、ことについては、まあ、後期高齢者の制度の説明が保健委員さんによってはとんちんかんだったいいいしましたが、自治会長、自治会の方へ業務委託されて、今の行政事務の伝達いうことになるとりますと、自治会長さんの責任いいますかね、あのことは聞いとった、聞かんかったいうことが、自治会長さんの方へ今度は住民の方からいうことになろう思いますが、ちよつとその点で自治会長さんへ対する責任が重すぎるんじゃあないかのういう気もします。そいから、防災無線においてもやはり言葉の内容、保健課長さん、メタボいうのじゃあちよつとまだわからんかもしれせん。そいから、火災の連絡でも先ほども話をしたんですが、その他火災ていいます。その他火災いうのは行政の方で、消防の方でされるのには分類としてあるかも知れせん。それで町民にとってはその他火災いう言葉でなしに、もっと町民にわかる言葉に置き換えてもらいたい。そういったことを今後、今の情報化、情報政策を推進する上でもっともっと気をつけていただきたいような気がします。そいで3番目には、ええっと、各課で対応が進めていただいとるように思いますが、昨日、一昨日の答弁を聞きますと、やはり答弁の中でF T T Hを利用しますとかいう言葉がありますが、どうもそれを私が感じるのには農林振興課長さん等の答弁を聞きますと、それによって、私は逃げとられるような感じがするんです。もっともっと具体的に、積極的にこれをりよ、利用してこういった方向にしますいう雰囲気はまだ感じられせん。もう、あのう、供用開始の日にちも決まっとりますんで、それまでのシステムづくりいいますか、を急いでいただきたい。町長も町民の対話集会の中では、この施設を使こうて安否確認とかできますよいうことがよういわれます。そういった時には先ほどの答弁ではI P 電話を、無料のI P 電話を使やあええじゃあないですかいうことだったんですが、機械としてはあるが、そういったことをするシステムづくりいうんですが、それも供用開始までにはしていただきたいと思います。ほいで今も、行

政事務において、このパソコン、インターネット、このう、いん、地域イントラネット等は不可欠なものだということは、先の3月の定例会の時も総務課長からいわれましたが、ほいで行政事務をしていただく上で、データベースと今のペーパーベースいうんですか、どうもそこがパソコンから紙へい、プリンターで印刷して、それを配って、それに手書きで記入したものを、またこっちで回収して、それをまたパソコンに入れる。データベースと紙のベースがこう行ったり来たりしよるんです。そういったところをもっと工夫してもらおうと、まだまだ行政事務の簡素化に繋がるんじゃないかと思います。これ他の市町でも、あのう、例としてあるのはICカードを利用して、個人情報を入れてとく、入れといてほいで今度、あのう、各種証明書の発行を自動的にできる方法もあります。それを検診とかのデータも入れてあれば、お医者さんにかかった時に、すぐその人の状況がわかる、そういったことをどんどんこれから研究していただいて、3月の定例会で、ええっと18番議員さんの質問に町長こたえられました。宝の持ち腐れにならんように、何とか利活用を進めたいという答弁がありました。それをもうぼちぼち具現化して、町民にも示していただく時期じゃあないかと思います。確かに今のケーブルテレビによって、アナログからデジタルに変わります。デジタルに変わったいうても、番組が変わるわけじゃあない。今までのテレビの内容がそのままデジタルの形で流れる。こんだあ、時計がないようになります。時刻表示がないようになります。しかし、データ放送というのが付録で付いてきます。テレビで変わるのはそれだけです。これまで関係者の努力によって、90%以上の加入希望は集まったりします。これは難視聴地域にとってはテレビが映りゃあええかもしれませんが、この屋根の上にアンテナ立っただけで映る地域の人にとっては、テレビだけでは物足りん、確かに今まで宣伝された効果で住民は大きな期待をもつわけです。それを裏切らんようになんとか今から準備、町の情報政策としての、ただケーブルテレビ事業の運営だけでなしに、情報政策の方にもっともっと力を入れていただきたい。それによって邑南町広く同じ条件で、この行政サービスを受けられるこの体制ができるんじゃないかと思います。ほいで先ほどいいました町長のその宣伝効果かもしれませんが、地区によってはこれだけ定住化の産業振興、福祉面でもいろんな利用ができるこの施設なら、地区を挙げて加入促進して、100%の加入を目指そうという地区も出てきました。これだけ期待が大きいですから、なんとかその期待を裏切らんように、ここ1年、2年で、あのう、執行部の方で頑張ってください、また議会としてもいろいろ提案をしていきたいと思っております。そこで、この具体的な活用策、情報政策について、もっと力を入れてもらう方法を考えていただけませんか。町長。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) あのう、それは当然のことです。まあ、言われなくてもやらなきゃいけない。大きな課題であります。で、まあ、近々でありますけども、若手のクラスを集めていわゆるそういったことをですね、大いに議論をして進めていきたいというふうに今段取りをしております。で、恐らくこれは1年じゃあ、結論は出ないかも知れません。1、2年とおっしゃいましたけども、やっぱりそれぐらい掛けてですね、何が一番ええのかというところをやっぱりやっっていく、民間の意見も、あのう、聞いたりして、皆んなで知恵を出して頑張っていきたいなあと、まあ、頑張れというハッパを掛けられたというふうに理解しておりますので、一生懸命やっていきたいと思っております。

●亀山議員(亀山和己) はい、議長。

●議長(三上徹) はい、亀山議員。

●**亀山議員(亀山和己)** はい、時間も迫ってまいりましたが、それで、これはやはり先ほどから何回もいっておりますように、情報を住民に分かり易い情、住民がほしい情報を伝える、このことを、が、まず第一だと思います。特に、あのう、後期高齢者医療制度については、3月の時にもっと説明会、集落へ出向いてでも説明して、していただくようお願いしましたが、いろいろ労力的な面、いろんなことがあるので難しいが希望があれば出るということでありました。しかし、あのう、見てみますと兵庫県の後期高齢者の広域連合では今年の2月の時点で、特に皆さん方が一番しん、心配しとられる保険料はどがあなるんだろうかということ、それをその年の、前の年の所得が確定しておりませんが、その分かった資料に基づいて、あなたの後期高齢者の医療保険の見込額はこうですよいうのを、2月の時点で出されとるんですよ。やはりお年寄りが一番心配されとったのは、一般的なパンフレットで県の標準的な保険料は6千なんぼとかいうのがでとります。軽減額とかがさっぱりわからんで、そこでやっぱり皆さん不安に思うとられたんです。やはりそここの行政の対応の仕方で住民の不安を、が大きくなるか、小そうなるか、そこへ差がつくんじゃあないかと思います。繰り返すようですがやはり、このう、情報というのは今後大きな武器でもあり、また大きな危険もはらんどる思います。それで情報政策についてももっともっと力を入れていただきたいと思います。20年度の予算では町長は日本一の、あのう、妊婦健診の町にしたい、誇つとられました。これが今度できますケーブルテレビ事業が日本一の施設になることを切に願って、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

●**議長(三上徹)** 以上で亀山議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は1時30分といたします、その間1時より全協を開催いたします。場所については議員の控室といたします。

—— 午前 1 1時42分 休憩 ——

—— 午後 1 時36分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 議案の討論・採決

●**議長(三上徹)** それでは再開をいたします。日程第3、議案の討論、採決。これより議案の討論、採決に入ります。初めに議案第38号に対する討論に入ります。反対討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

●**議長(三上徹)** 賛成討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

●**議長(三上徹)** 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第38号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●**議長(三上徹)** はい、全員賛成。よって、議案第38号専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第39号に対する討論に入ります。初めに反対討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

●**議長(三上徹)** 賛成討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

●**議長(三上徹)** 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第39号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第39号専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第40号に対する討論に入ります。初めに反対討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 賛成討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第40号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第40号専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして議案第、続きまして議案第41号に対する討論に入ります。初めに反対討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 賛成討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第41号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第41号専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第42号に対する討論に入ります。初めに反対討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 反対討論、賛成討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第42号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第42号専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。

- 議長(三上徹) 続きまして、議案第43号に対する討論に入ります。初めに反対討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 賛成討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第43号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第43号専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第44号に対する討論に入ります。初め

に反対討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第44号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第44号専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第45号に対する討論に入ります。初めに反対討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第45号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第45号専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第46号に対する討論に入ります。初めに反対討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第46号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第46号専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は1時15分といたします。2時、2時15、2時15分といたします。

—— 午後 1 時 4 2 分 休憩 ——

—— 午後 2 時 1 3 分 再開 ——

●議長(三上徹) それでは再開をいたします。続きまして、議案第47号に対する討論に入ります。初めに反対討論ございますか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第47号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第47号専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第48号に対する討論に入ります。初め

に反対討論ございますでしょうか。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 16番。

●議長(三上徹) はい、16番長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議案第48号の町、町税条例の一部改正の専決処分について反対討論を行います。今回の町税条例の改正は地方税条例の改正にともなうものでございますけれども、中身として例えばNPO法人への支援だとか、あのう、更に免税肉用牛の問題の継続、またバリアフリーの改築への特別の支援など前進面もあります。しかし、今回一番大きな問題になっているのは年金からの特別徴収、天引きの問題でございます。邑南町では、これに対して47条2項の第括弧4号挿入し、町としては特別の対策をとっていききたいという考えでございますけれども、そしてこれを今後具体化していくという答弁が一般質問ではありましたけれども、具体化がされてる、現在の時点ではされておられません。そういう意味では本当にこれが死文化しないためにも、この点について発議をしておきたいと思えます。この間高齢者に対する増税攻勢というか、負担増は大変なものがございまして。2000年に介護保険が導入されて保険料の年金からの天引きが始まり、更に公的年金控除が140万から120万に縮小され、老年者控除についても住民税では48万円の控除が消えてしまいました。更に高齢配偶者についての住民税非課税措置も廃止され、更に今年は65歳以上の合計所得金額125万以下の非課税措置も廃止、完全廃止でございます。更に今年からは後期高齢者の医療保険料の天引きが始まります。そして邑南町では実施しませんけれども、全国的には前期高齢者の国保税の天引きも行われる。こういう中でほんとに後期高齢者医療制度の負担の問題だけの怒りではなくて、この間数年続いてきた高齢者いじめ、これに対する大きな怒りの声が出てきていると思えます。そういう中で住民税の年金からの天引きということでございましてから住民感情としても、とても受け入れるわけにゃあいかない問題だと思えます。更にこの町税条例か、町税条例の改正では株の投資に対する特別の優遇税制だとか高額所得者に対する優遇措置等がございまして。こうしたことを全体で考えますと町民にとっては全体として負担増になっていく問題と考えますので反対をいたします。以上です。

●議長(三上徹) それでは賛成討論ございますでしょうか。

●亀山議員(亀山和巳) 9番。

●議長(三上徹) はい、9番亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) この税条例の改正については、先ほどの反対討論では町民の負担が増えるというような理由で反対をされましたが、この条例案では直接の町民の負担は増えるわけではなく徴収方法が、これは年金から天引きということでの反対の声だろうと思えます。ほいでこれは年金から徴収される、天引きされるわけですが、こういった邑南町のような中山間では年金生活者もいろいろありまして現役世代の所得よりも多い年金を受けられとる方もあります。ほいでこの年金から天引きをされることによって生活が困難になるという方に対して、この町民税が賦課される可能性はほぼ皆無に等しいと思えます。従ってこれが、あのう、年金から天引きされても町民の負担は少なく、かえって徴税、あのう、徴税事務とか納税の手間が省けるとかいう形で町民負担にはつながらないと思えますので、この条例、また特殊な事情ある場合には町長が、に裁量権をうたっておりますので、それで解決できるものとしてこん、この、あのう、改正案は賛成すべきものと私は思います。以上です。

●議長(三上徹) 反対討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹)** 賛成討論ございますでしょうか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹)** 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第48号に賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手多数)
- 議長(三上徹)** はい、賛成多数。よって、議案第48号専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第49号に対する討論に入ります。初めに反対討論ございますでしょうか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹)** 賛成討論ございますでしょうか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹)** 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第49号に賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手多数)
- 議長(三上徹)** はい、賛成多数。よって、議案第49号専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第50号に対する討論に入ります。初めに反対討論ございますでしょうか。
- 長谷川議員(長谷川敏郎)** 16番。
- 議長(三上徹)** はい、16番長谷川議員。
- 長谷川議員(長谷川敏郎)** 議案第50号の国民健康保険税条例の一部改正について反対討論を行います。今回の保険税条例の改正は税率改正と併せて後期高齢者の医療制度の支援金の問題等を含めた税制、税率改正になっておりますけれども、この問題で若干の、触れてみたいと思います。これまで老人保健医療制度は各保険が加入する高齢者が少なければ医療費が少なくなり、逆にそのことによって老人医療への拠出金は大きく増えるということになっていましたから、これまでの制度は大企業だとか、大企業の労働組合にとっては非常にいやな制度でした。で、そうした財界を含めたところから、この制度の見直しと政府の医療費適正化計画とが合流して今回の高齢、後期高齢者医療制度が出来たわけでございます。まあ、そういう意味ではこれまでの老人保健制度とは大きく性格が変わってまいりました。で、後期高齢者い、医療制度の支援金の問題では新たに国民負担が増えてまいりまして現役の働いている加入、加入者だけではなく、あく、あかちゃんまで含めて0809年では一人当たり年間4万円の負担が増えていきます。これが加入者で割り当てられていくわけでありまして、つまり、更に特定保険料については医療給付費、給付費分だけではなくて質疑でもとりあげましたが特定健診の費用だとか前期高齢者医療の納付金などに充当されます。これまで基本健診などは全額公費負担であったものでございますけれども、そうしたものの負担が加入者に掛かって来るということになると思います。そうした意味で、これまでの大企業や大きな企業組合の負担の肩代わりを今度の制度でしていくということになりますし、併せて、あのう、今回の負担で、条例改正でいえば、あのう、前期高齢者負担分の医療費が、の交付金が3千800万円ぐらい増えて3億5千万円ぐらいになつとります。で、それに併せて、また医療、医療給付費も4千600万円ぐらい下がっています。つまり財政的には大幅な余裕ができていますから、これを本来なら引き下げて後期高齢者医療支援制度の負担を軽減するように調整をするべきだというように思います。そうした立場から今回の問題、条例改正については反対をいたします。以上です。

- 議長(三上徹)** 賛成討論ございますでしょうか。
- 山中議員(山中康樹)** 15番。
- 議長(三上徹)** はい、15番山中議員。
- 山中議員(山中康樹)** 議案第50号に賛成討論をいたします。私も国民健康保険運営協議会の一員として、この協議会で慎重に審議をいたしました結果、この50号には賛成をいたします。合併以来本日までに保険税の増税につきましては基金の取り崩し、また保険事業の充実により抑えております。今年度からは後期高齢者医療制度が創設され新たに支援費分が国保会計より支出されることになりました。このような中、療養給付費は千500万円の増となっておりますが、基金の取り崩し等により一人当たりの調定額は前年並みの4万3千32円となっております、これは県下でも一番低い金額でございます。ただ介護分につきましては5年計画で実態に近づけるとい、ということから平成18年度から取り組まれており今回11%のアップになっておりますが、これは実態に近づけるため仕方のないものと理解をしております。今後安定した国保会計が運営されることを望み、今回の提案、議案第50号邑南町国民健康保険税条例の一部改正について賛成をいたします。
- 議長(三上徹)** 反対討論ございますでしょうか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹)** 賛成討論ございますでしょうか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹)** 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第50号に賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手多数)
- 議長(三上徹)** はい、賛成多数。よって、議案第50号邑南町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第51号に対する討論に入ります。初めに反対討論ございますでしょうか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹)** 賛成討論ございますでしょうか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹)** 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第51号に賛成の方の挙手を求めます。  
(全員挙手)
- 議長(三上徹)** はい、全員賛成。よって、議案第51号邑南町福祉医療費助成、助成条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第52号に対する討論に入ります。初めに反対討論ございますでしょうか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹)** 賛成討論ございますでしょうか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹)** 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第52号に賛成の方の挙手を求めます。  
(全員挙手)
- 議長(三上徹)** はい、全員賛成。よって、議案第52号邑南町特定地域整備事業負担金等徴収条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第53号に対す

る討論に入ります。初めに反対討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第53号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第53号邑南町若者定住促進住宅管理条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第54号に対する討論に入ります。初めに反対討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第54号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第54号邑南町監査委員条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第55号に対する討論に入ります。初めに反対討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第55号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第55号平成20年度邑南町一般会計補正予算第1号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●議長(三上徹) 続きまして、議案第56号に対する討論に入ります。初めに反対討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第56号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

●議長(三上徹) はい、賛成多数。よって、議案第56号平成20年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第57号に対する討論に入ります。初めに反対討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第57号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(三上徹) はい、全員賛成。議案第57号平成20年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第1号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第58号に対する討論に入ります。初めに反対討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 賛成討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第58号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第58号平成20年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第1号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第59号に対する討論に入ります。初めに反対討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 賛成討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第59号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第59号平成20年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第1号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第60号に対する討論に入ります。初めに反対討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 賛成討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第60号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第60号平成20年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 閉会中の継続審査、調査の付託

- 議長(三上徹) 日程第4、閉会中の継続審査、調査の付託についてを議題といたします。各委員長よりお手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出がございました。お諮りをいたします。各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査及び調査に付することに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査及び調査に付することに決定をいたしました。

~~~~~〇~~~~~

### 閉会宣告

- 議長(三上徹) 以上で、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。お諮りをいたします。本定例会に付議されました案件は全て議了いたしましたので、本日をもって閉会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。以上をもちまして、本日の会議を閉じます。これをもちまして、平成20年第4回邑南町議会定例会を閉会といたします。大変ご苦勞さんでございました。

—— 午後 2 時 3 4 分 閉会 ——